

## 【12】 私的独占・不公正な取引方法④

2017-05-16 総論（残り）、取引拒絶系他者排除行為

- (総論続き)
- 検討対象市場での市場シェアが小さくとも排除効果をもたらすことはできる
  - 排除後の供給者が協調的であれば競争変数左右状態ももたらすことができる
- 排除者と被排除者の競争関係の要否
  - 競争関係必要説 (US)
  - 競争関係不要説 (日本、EU)
    - 「競争者排除」と呼ばず「他者排除」と呼んでいる所以
- 取引拒絶系と略奪廉売系
  - 取引拒絶系
    - 排除効果の認定において他に代替的手段がないことが重要な考慮要素となる（「市場閉鎖効果」）
    - 角度を変えれば、他者の費用を増大させる (raising rivals' costs) ともいえる
  - 略奪廉売系
    - コスト割れが要件（または重要な考慮要素）になる
    - 排除効果の認定において目立つ重要考慮要素がない（地道に認定）
- 
- (以下、取引拒絶系他者排除行為)
- 適用条文
  - 私的独占
    - 排除型私的独占
  - 不公正な取引方法
    - 垂直的制限と呼ばれ流通G案第1部でカバーされるもの
      - 一般指定11項（自己の全ての競争者と取引しないことを要求）
      - 一般指定12項（それ以外）
      - 一般指定10項（抱き合わせ）
    - 共同取引拒絶（流通G案第2部56-65頁）
      - 2条9項1号
      - 一般指定1項
    - 単独取引拒絶（流通G案第2部65-67頁）
      - 一般指定2項
    - 差別対価
      - 2条9項2号
      - 一般指定3項

- 問題の整理
  - 差別対価
    - 取引拒絶系
    - 略奪廉売系
  - 抱き合わせ
    - 不要品強要型抱き合わせ
    - 他者排除型抱き合わせ（流通G案45-47頁）
  - 垂直的制限と優越的地位濫用
- 行為要件
  - あまり大きな争点とならない
    - 排除型私的独占の「排除」要件の抽象性
    - 不公正な取引方法の拒絶の号・項は広い
    - 一般指定14項の存在（次々回）
  - 「行為要件を満たす」≡「人為性がある」
- 排除効果
  - 定義
    - 「他に代わり得る取引先を容易に見いだすことができない競争者の事業活動を困難にさせる」（排除型私的独占G12頁等）
    - 「市場閉鎖効果」＝「新規参入者や既存の競争者にとって、代替的な取引先を容易に確保することができなくなり事業活動に要する費用が引き上げられる、新規参入や新商品開発等の意欲が損なわれるといった、新規参入者や既存の競争者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれ」（流通G案11頁）
  - 考慮要素
    - 排他的取引を念頭に、排除型私的独占G12-14頁、JASRAC最判、流通G案8-9頁、30頁を総合すると
      - 検討対象市場・周辺市場の状況、商品役務の特性
      - 行為者の市場における地位
      - 競争者の市場における地位
      - 相手方の数・市場における地位
      - 相手方に対する行為の影響
      - 行為の期間・態様
  - 最近の事例
    - JASRAC（H27最判）
    - 岡山県北生コン協同組合（H27排除措置命令、H29東京高判）
    - 土佐あき農業協同組合（H29排除措置命令）
- 正当化理由
- 因果関係
  - NTT最判の1文
  - 流通G案11-12頁、30頁